

令和6年度 第3回新潟地方最低賃金審議会

令和6年8月5日(月)

13時30分～

新潟美咲合同庁舎2号館

4階共用会議室A

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 新潟県最低賃金専門部会報告

(2) 新潟県最低賃金の改正について(答申)

(3) 新潟県特定最低賃金の改正の必要性の有無について(諮問)

(4) その他

3 事務局説明

・今後の審議日程について

4 閉 会

令和6年度 第3回 新潟地方最低賃金審議会 資料目次

資料 1・・・最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
（特定最低賃金に係るもの）

資料 2・・・令和6年度特定最低賃金改正意向表明産業（業種）に係る適用使用者数及び労働者数

資料 3・・・特定最低賃金改正申出書（3業種：表紙のみ）

令和6年8月5日

新潟地方最低賃金審議会長

長谷川 雪子 殿

新潟地方最低賃金審議会

新潟県最低賃金専門部会長

長谷川 雪子

令和6年度新潟県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月3日、新潟地方最低賃金審議会において付託された令和6年度新潟県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり
の結論に達したので報告する。その上で、当専門部会としては、中小・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備に取り組むよう、別紙2のとおり政府等に対し強く要望すべきであることを申し添える。

また、別紙3のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月1日発効の新潟県最低賃金(時間額890円)は令和4年度の新潟県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

長谷川 雪子

佐々木 桐子

磯 部 亘

労働者代表委員

梅野 孝一

遠藤 大介

田辺 綱男

使用者代表委員

池田 弘

徳武 裕一

八木 威

新潟県最低賃金

- 1 適用する地域
新潟県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 985円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月1日

政府等への要望

新潟県においては、中小・小規模事業者が 99%を占め、中間財生産や下請取引を主流とする経営面で他律的な企業等が多く、十分な付加価値・利益が得にくい産業構造となっている。

このため、サプライチェーンの労務費を含む価格転嫁が進展していないことや、倒産件数が足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

また、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るとともに、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる実効性ある取組を継続的に実施するよう政府及び関係各機関に対し強く要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、物価高騰への対策を継続し、働く人が賃上げの成果を十分に享受できるよう取り組むことを要望する。

これらの要望が速やかに実施されることを期待する。

新潟県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 新潟県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 890円
- (3) 発 効 日 令和4年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和4年度
- (3) 生活保護水準（令和4年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の新潟県内人口加重平均に
住宅扶助の実績値を加えた金額（98,099円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額^(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると新潟県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1箇月換算額

890円（新潟県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）

×0.807（可処分所得の総所得に対する比率）＝124,828円

令和6年7月10日第2回目安に関する小委員会での配布資料 2「生活保護と最低賃金」のグラフのデータに示された比率。

令和6年8月5日

新潟地方最低賃金審議会専門部会公益委員見解

新潟地方最低賃金審議会専門部会長 長谷川 雪子

1 はじめに

令和6年度の新潟県最低賃金額の改正については、新潟県最低賃金専門部会において、令和6年7月30日以来、本日に至るまで4回の会議を開催し、労使双方の委員から、それぞれが主張する改定額の根拠等について真摯な議論が展開されるなど、十分な審議を尽くしたところである。

2 労働者側主張

労働者側委員は、次のとおり主張した。

(1) 最低賃金はセーフティーネットとしての役割を果たす水準

最低賃金がセーフティーネットとしての役割を果たす水準であることについては、憲法25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。(国民の生存権)」、最低賃金法第1条「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善をはかり、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする(目的)」、労働基準法第1条「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。(労働条件の原則)のとおりに憲法及び法律がすでに表している。

(2) 地域間における額差を縮小

賃金の水準のみが仕事を選択する際の判断基準とは限らないものの、大きな判断要素になる。人手不足が深刻化する中において将来にわたり優秀な人材を確保・定着させ、新潟県内の生産性を向上していくためには、継続的な「人への投資」を積極的に行うことが必要であり、まずは拡大してきた最低賃金の新潟県と全国加重平均の額差を縮小していく必要があると考える。

(3) 労働者の生計費

第1回本審資料 No7 「消費者物価指数(総合および持家帰属家賃を除

く総合)」では、新潟市が全国平均を上回っている。直近の数字では全国平均の方が高くなっているが、厚生労働省が7月8日公表した毎月勤労統計調査では、実質賃金は26か月連続でマイナスとなっていることから、依然として物価上昇の影響は強い。

連合が独自に算出している「労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準（リビングウェイジ）」では、新潟県は1,070円（時間給）が必要とされているものの、現在の新潟県最低賃金は931円で139円の開きがある。現在の新潟県最低賃金931円で1か月働いた際の賃金は156,408円（168時間換算）可処分所得は126,221円であるがこの金額で果たして一般的な生活を送れるのだろうか。自分事として考えていただきたい。

（４） 労働者の賃金

2024 春季生活闘争は、前年を大きく上回る回答・妥結状況となっている。労使双方の理解のもと協議・交渉が行われたものであり、賃上げの必要性が結果に表れている。連合新潟の最終集計では、全体の加重平均で12,037円・4.35%、300人未満の中小組合で9,581円・3.77%となった。これは、あくまでも労働組合のある組織についてであるが、先ほども申し上げたとおり、この歴史的な賃上げの流れを社会全体に広げていくことが重要だと考える。

一方、新潟労働局が、重要課題を7つに分類したテーマごとに現状・課題、対策等及び具体的な目標数値等を明確化し、中長期的な視点も踏まえ各テーマを着実に推進するために策定した総合労働施策推進プロジェクト「NIIGATA Niji Work プロジェクト（2024.4.1）」では令和5年度改正後の最低賃金、令和4年新潟県の賃金構造基本統計調査による賃金額はともに新潟県の水準は関東甲信越中部地区で最も低いとされている。

（５） 通常の事業の賃金支払能力

新潟県内の経済情勢は、第1回新潟地方最低賃金審議会資料No4にもあるとおり、各方面とも「持ち直している」と判断している。

また、帝国データバンク新潟支店「2024年度業績見通しに関する新潟県内企業の意識調査（2024年5月28日）公表」では、「増収増益」が「減収減益」を上回る見通しとなっている。

この経済情勢を勘案するとともに、通常の事業の賃金支払能力を考える上では、有効求人倍率、求人募集賃金及び賃金構造基本統計調査なども加味して考えていきたい。

以上、今年度の引上げ額については、中央最低賃金審議会の公益委員見解を尊重しつつも、新潟県の3要素の勘案し、2024 春季生活闘争の連合新潟最終

集計の全体の加重平均 12,037 円を年間月平均労働時間で割って算出される 72 円を引上げて、1,003 円にすることが望ましいと主張した。

その後、個別折衝を重ねた結果、2024 春季生活闘争の連合新潟最終集計の 300 人未満の加重平均 9,581 円を年間月平均労働時間で割って算出される 57 円の引上げを主張した。

3 使用者側主張

使用者側委員は次のとおり主張した。

(1) 基本的な考え方

「成長と分配の好循環」や「構造的な賃上げ」を実現していくことは、経済成長を実現するというにとどまらず、様々な社会的な課題を解決し、持続的な社会を実現することにもつながるものでもあり、最低賃金も含め、持続的な賃上げを実現していくことは必要不可欠であり、それもなるべく高い水準で賃金が上昇していくことが望ましいとも考えている。

一方で、賃金・賃上げの原資はそれぞれの事業活動において労使が自ら稼ぎ出さなければならないものであり、政府や行政など外部から給付してもらえないものではない。

そのため経営者が自社の賃金を決める際には、自社の様々な状況や将来の見通しなど、様々な要素を考慮するが、支払能力を超えた金額とすることはない。

しかしながら、最低賃金は、審議会が決めた金額が全ての企業に一律強制的に適用されるものであり、できなければ法律違反としてペナルティを科せられるものである。

このような観点から、最低賃金の審議に当たっては、やはり法の定めるとおり「賃金の低廉な労働者について最低の賃金額」について、県内の「生計費、賃金、支払能力」の 3 要素について、客観的なデータ等にもとづき議論・検討されるべきものとする。

(2) 3 要素についての具体的な考え方

ア 生計費

令和 5 年 3 月の新潟市の非消費支出を考慮した標準生計費は 147,058 円。

147,058 円 × 新潟市の令和 5 年度の物価上昇率(持家の帰属家賃を除く総合) 3.3% = 151,910 円

現行最低賃金 931 円 × 月 173.8 時間 = 161,808 円 > 151,910 円

イ 賃金の状況

中央最低賃金審議会の資料(令和 6 年度賃金改定状況調査結果)によれ

ば、新潟県が含まれる B ランクの賃上げ率は 2.4%。

新潟県の毎月勤労統計調査（事業所規模 5 人以上 29 人未満、5 月）の前年同月比増加率は、現金給与総額で 3.1%、所定内給与で 1.4%。

ウ 賃金の支払能力

日銀新潟支店の 6 月短観では、業況判断 D I の先行きについては全体で 3 月から変化はないが、中小企業では 1 ポイント低下しており、2024 年度の売上計画は前年比 2.6%、2023 年度比 0.2 ポイント増加となっているが、経常利益はマイナス 11.3%で 2023 年度の 12.3%から大きくマイナスとなっている。

帝国データバンクの調査では、県内の上半期の企業倒産件数は 63 件で、前期比で 14 件、前年同期比で 23 件増加となっており、「小規模倒産が件数を押し上げ、働き方改革や賃上げ、人手不足への対応可否も背景として、企業間格差の拡大や淘汰が続く可能性がある」としている。

価格転嫁の状況について、新潟県の「原材料価格高騰の影響に関する緊急調査(第 6 回)結果」では、全部価格転嫁できたという企業の割合は 9.7%にとどまり、いまだ半分程度以下とする企業が 60.4%ある。

仕入価格の上昇が収益を圧迫している企業の割合は 90.3%で、現在の資金繰りが厳しい状況にあるとする企業は 47.8%、今後の資金繰りの見込みについては過去最高の 59.4%が厳しいと答えている。

令和 3 年経済センサスによれば新潟県の 1 従業者当たり付加価値額は全国平均 599 万円に対し 426 万円で全国 33 位、同年の毎月勤労統計調査によれば年換算の現金給与総額は全国平均 383 万円に対し 347 万円ですべて全国 27 位、この 2 つから試算した労働分配率は全国平均 64.0%に対し 81.6%で、これは全国で 5 番目に高くなっている。

この試算には企業が負担する社会保険料や福利厚生費などや設備の維持更新や成長に向けた投資、災害や景気変動への備えなどが含まれていないことに加え、原材料価格などの高騰により付加価値額そのものが圧迫されており、県内企業は余力のある状況にない。

(4) まとめ

今回の目安 50 円では現在の県内の最低賃金 931 円の 5.4%増となる。前述の 3 要素の状況をみれば、この数字がいかに実勢とかけ離れたものであり、全ての事業者に罰則付きで適用するものとして適切なものであるかどうか、あるいはどの程度が適切なのか明らかであり、以上を十分に考慮して審議に臨む。

(5) 政府等への要望

現状では、中小・小規模事業者が生産性の向上を実感出来、継続的に物

賃上昇率を上回る賃上げができるかと確信できる状況にない。
実質賃金を上昇させるためには、賃上げ分ばかりでなく生産性向上を向上させその成果を価格に反映していくことが必要である。
本審議会においても、中小・小規模事業者が継続的に高い水準の賃上げができる環境の整備や、いわゆる「年収の壁」の問題や物価高対策など、働く人が賃金上昇の成果を十分に享受できる政策等について、関係機関に強く要望していくことについても議論されるべきである。

その上で、新潟県毎月勤労統計調査の5月の事業所規模5~29人の事業所の所定内賃金の前年同月比増加率が一般で1.4%、パートで2.6%であることから、引上げ額は2.6%で計算した金額の端数を切り上げた25円が適当と主張した。

その後個別折衝を重ねた結果、同調査の事業所規模5~29人のパートの所定内給与の時給換算額を計算し、その前年同月比増加率が4.0%であることから37円の引上げを主張した。

4 公益委員見解

本年度の新潟県最低賃金額の改正に際して、中央最低賃金審議会の公益委員見解に示している物価高騰等による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者がおかれている厳しい状況等を踏まえ、本部会において、法に定める3要素を考慮した審議を行い、次の論点が示されたところである。

(1) 賃金

連合新潟の2024春季生活闘争集計結果を見ると、新潟県内の春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率(規模計)は4.0%を超え連合新潟は高水準と評価しており、この他の集計数値でも同様となっている。また、賃金改定状況調査結果では、第4表における賃金上昇率(Bランク計)が昨年より0.4%上昇した2.4%であった。この第4表は目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。さらに新潟県の毎月勤労統計調査によると事業所規模5人以上現金給与総額の令和5年10月から令和6年5月までの間の対前年同月比の平均は、全国よりも1.4ポイント上回っている。

(2) 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数のうち、実際に負担しない持家の帰属家賃を算入する「総合」ではなく、実生活における支払に近い「持家帰属家賃を除く総合」を見ると、令和5年10

月から令和6年6月までの新潟市における対前年同期比は3.0%（全国3.2%）で昨年の3.8%（全国4.3%）を下回っている。しかしながら、新潟市の家計調査によると、消費者物価指数の「頻繁に購入する品目」である食品、ガソリンの支出割合が高く、それらの物価上昇の影響をより強く受けている。また、新潟県の毎月勤労統計調査によると実質賃金指数（決まって支給する給与）では、令和6年5月まで前年比マイナスが5か月継続しており、実質的な賃金は低下している。

以上のように実質賃金が増えない中では、収入に対する生活費の割合が高い最低賃金近傍の労働者の生活は苦しくなっていると考えられる。

（3） 通常の事業の支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

業況判断D Iを見ると、日銀新潟支店の短観では、これまでマイナスで推移していたが、令和5年6月に±0となり、さらに令和6年6月は+4と上昇し、また、日本政策金融公庫の新潟県中小企業動向調査では、令和元年からマイナスであったが、令和6年4～6月期には+4.0と改善している上、先行きについても、令和6年7～9月期に+9.5、同年10～12月も+10.3と更なる改善が見込まれている。

新潟県における価格転嫁の状況について帝国データバンクの調査によると、コスト上昇分を「多少なりとも価格転嫁できている」と回答する企業は75%、「全く価格転嫁できない」と回答する企業は12.5%という調査結果が出ている。しかしながら、価格転嫁率は42.7%にとどまり、約6割は企業負担が実態との調査結果も出ていることから、いまだ不十分な状況にあると考えられる。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できる。ところ、春季賃上げ受結状況の結果と一定程度差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計調査における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

（4） 総合的判断

以上から、賃金について、春季賃上げ受結状況における賃金引上げ結果は前年度以上に高い水準となっていることに加え、今年度の賃金改定状

況調査結果第4表 における賃金上昇率は、平成14年以降最大であり、Bランクの男女計及び一般・パート計の数値は2.4%となった。通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、昨年から改善傾向は見られる。しかし、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するために重要な価格転嫁の全国的な状況としては、コスト上昇分を7割以上転嫁できた企業の割合が増加した一方、全く転嫁できない又は減額されたとする企業の割合も増加しており、二極化が進行していることから、賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用するすべての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。一方、労働者の生計費については、新潟市における「頻繁に購入する品目」の消費者物価指数を3通り（令和5年及び令和2年並びに令和元年と令和2年の平均）の試算^(注)をしたところ、令和5年10月から令和6年6月までの対前年同月比の平均がいずれも約5.8%となる。

さらに、新潟市の支出に占める光熱費の負担割合は、全国と比べて高く、価格上昇の影響を強く受けている。足下の消費者物価指数は、時限的なエネルギー価格の負担軽減策により上昇率が押し下げられているにもかかわらず、本年6月の「持家の帰属家賃を除く総合」の消費者物価指数は、対前年同月比3.1%と高い水準であること、さらには消費者に対する価格転嫁が進みつつあることも踏まえ、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金の上昇率が消費者物価の上昇率を一定程度上回る水準であることが必要である。

これらの論点をめぐって、労使委員から本部会に提出された各種統計資料及び労使双方の具体的な主張に鑑みれば、労使双方の見解は、それぞれ十分に合理性を有するものと受け止めることができる。その上で、労使双方の歩み寄りに向けた熱心な努力にもかかわらず、全会一致に至らなかった現段階において、公益委員としては、上記 から を踏まえ、中央最低賃金審議会から提示のあった目安及び労使双方の意見を総合的に勘案し、地域の経済・雇用の実態を見極めた結果、54円引上げ、改定額を985円とした。

5 政府等への要望

新潟県においては、中小・小規模事業者が99%を占め、中間財生産や下請

取引を主流とする経営面で他律的な企業等が多く、十分な付加価値・利益が得にくい産業構造となっている。

このため、サプライチェーンの労務費を含む価格転嫁が進展していないことや、倒産件数が足下で増和しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

また、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るとともに、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる実効性ある取組を継続的に実施するよう政府及び関係各機関に対し強く要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、物価高騰への対策を継続し、働く人が賃上げの成果を十分に享受できるよう取り組むことを要望する。

最後に、本部会における本年度の審議において、労使双方が真摯な姿勢で臨まれ、各種データをもとに互いの理解を深くし、全会一致に向けて歩み寄ろうと努力された結果、建設的な議論を行うことができた。このことに、最大限の敬意を表するとともに衷心より感謝申し上げます。

(注)新潟市「家計調査」の品目別支出額のうち「頻繁に購入する品目」に対応する品目の支出額から支出割合を求め、これをウェイトとし、消費者物価指数のうち「頻繁に購入する品目」に対応する品目別指数の対前年同月比を掛け合わせ合算した。



令和6年8月5日

新潟労働局長
千葉茂雄 殿

新潟地方最低賃金審議会長

長谷川 雪子



新潟県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月3日付け新労発基0703第3号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。その上で、当審議会としては、中小・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備に取り組むよう、別紙2のとおり政府に対し強く要望すべきであることを申し添える。

また、別紙3のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータで比較したところ、令和4年10月1日発効の新潟県最低賃金（時間額890円）は令和4年度の新潟県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

新潟県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
新潟県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 985円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月1日

政府等への要望

新潟県においては、中小・小規模事業者が99%を占め、中間財生産や下請取引を主流とする経営面で他律的な企業等が多く、十分な付加価値・利益が得にくい産業構造となっている。

このため、サプライチェーンの労務費を含む価格転嫁が進展していないことや、倒産件数が足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

また、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るとともに、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる実効性ある取組を継続的に実施するよう政府及び関係各機関に対し強く要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、物価高騰への対策を継続し、働く人が賃上げの成果を十分に享受できるよう取り組むことを要望する。

これらの要望が速やかに実施されることを期待する。

新潟県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 新潟県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 890円
- (3) 発 効 日 令和4年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和4年度
- (3) 生活保護水準（令和4年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の新潟県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（98,099円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると新潟県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

890円（新潟県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）

×0.807（可処分所得の総所得に対する比率※）＝124,828円

※ 令和6年7月10日第2回目安に関する小委員会での配布資料No.2「生活保護と最低賃金」のグラフのデータに示された比率。



写

新労発基0805第1号
令和6年8月5日

新潟地方最低賃金審議会長
長谷川 雪子 殿

新潟労働局長
千葉 茂 雄



最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(平成20年新潟労働局最低賃金公示第2号)

新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金
(平成20年新潟労働局最低賃金公示第3号)

新潟県各種商品小売業最低賃金
(平成20年新潟労働局最低賃金公示第4号)

写

新労発基0805第1号
令和6年8月5日

新潟地方最低賃金審議会長
長谷川 雪子 殿

新潟労働局長
千葉 茂 雄



最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(平成20年新潟労働局最低賃金公示第2号)

新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金
(平成20年新潟労働局最低賃金公示第3号)

新潟県各種商品小売業最低賃金
(平成20年新潟労働局最低賃金公示第4号)

令和6年度
 特定最低賃金改正意向表明産業（業種）に係る
 申出要件審査（適用使用者数及び労働者数）

新潟労働局 労働基準部 賃金室

区分 産業	適用使用者数 人	除外労働者数 人	(a) 基幹的労働者数 人	(b) 申出者が代表する 基幹的労働者数	(b) ÷ (a)
	適用労働者数 人		比率 (%)		(%)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	466 (408)	3,488 (5,792)	21,870 (19,620)	7,036 (7,261)	32.2 (37.0)
	25,358 (25,412)		86.2 (77.2)		
自動車（新車）、自動車部分品・附属品 小売業	1,117 (860)	1,733 (601)	8,759 (6,133)	3,090 (2,992)	35.3 (48.8)
	10,492 (6,734)		83.5 (91.1)		
各種商品小売業	42 (59)	149 (1,083)	5,335 (5,373)	3,996 (3,098)	74.9 (57.7)
	5,484 (6,456)		97.3 (83.2)		

(注)(1) 特定最低賃金の適用使用者数及び労働者数は、「令和3年センサス特別集計」を基礎に、毎年実施している「最低賃金基礎調査」の結果及び倒産情報等の資料により年別修正を加え、令和6年度の適用使用者数及び労働者数を算定したものである。

(2) ()内については、前年度（令和5年度）の特定最低賃金の適用使用者・労働者数である。

特定最低賃金改正申出書

- ・ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- ・ 自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業
- ・ 各種商品小売業

令和6年7月17日

新潟労働局長 千葉 茂雄 様

新潟県新潟市中央区新光町6-2

電機連合新潟地方協議会

議長 山崎 雅彦

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

新潟県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 21,870 名（本最低賃金の適用労働者数）

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容上記2の最低賃金の改正を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条第1項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（または使用者数）が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する

労働協約の適用労働者数 7,036 人

新潟県における電気機械器具、21,870 人 $=0.3217 >$ 概ね3分の1以上

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数

（最も低い）労働協約の金額=163,500 円/月額（日額 8,175 円、時間額 1,041.40 円）

現在適用されている法定最低賃金額=1,005 円/時間

5. 添付書類

①合意書及び委任状

②電機機械器具製造業の事業所名と雇用労働者数の概数

③賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申合せ等の適用労働者数及び基幹的労働者数

④賃金の最低額に関する労働協約、協定等の適用労働者数及び労働協約の内容

⑤労働協約、賃金の最低額に関する労使協定等の写し

以上



2024年7月26日

新潟労働局長
千葉 茂雄 殿

自動車総連 新潟地方協議
議長 田辺 綱男

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

新潟県に於いて、自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業を営む使用者に使用されている労働者 8,760人

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

新潟県自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業最低賃金

3. 申出の内容

上記2.の最低賃金の改正の決定を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条第1項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業に於いて、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（または使用者数）が3,090人であり、新潟県に於ける自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業を営む使用者に使用される労働者数8,760人の概ね3分の1以上に達していること。

$(3,090 \text{ 人} \div 8,760 \text{ 人} = 0.35 > 1/3)$

最も低い労働協約の金額 : 165,000円/月（日額7,615円、時間額1,015円）

現在適用されている法定最低賃金額 : 997円/時間



5. 添付書類

- ① 新潟県に於ける自動車小売業の事業所数と労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数
- ② 自動車小売業の事業所名と賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申合せ等の適用労働者数
- ③ 賃金の最低額に関する労働協約、協定等の適用労働者数及び労働協約の内容一覧
- ④ 労働協約、賃金の最低額に関する労使協定等の写し
- ⑤ 申出合意書及び委任状

以上

新潟県に於ける自動車小売業の事業所数と労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数

1. 新潟県に於ける自動車小売業の事業所数と労働者の概数

産業小分類	事業所数	労働者数
自動車小売業	1,117 事業所	8,760 人

2. 1のうち最低賃金の必要性に合意する労働者数の内訳

合意の内容	事業所数	労働者数
労働協約・協定	12 事業所	3,090 人

2024年7月11日

新潟労働局

局長 千葉 茂雄 殿

新潟労働局 賃金審議会
U A 新潟県支 飛田 博

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、新潟県の各種商品小売業の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

新潟県において、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 5,490人

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

新潟県において、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6カ月未満の者であつて、技能習得中の者

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

以上 5,340人

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

新潟県各種商品小売業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数3,996人が基幹的労働者数5,340人の概ね3分の1以上に達していること。 $(3,996人 \div 5,340人 \approx 0.748 > 1/3)$

最も低い労働協約の金額：961円/時

現在適用されている法定最低賃金額：932円/時

6. 添付書類

(1) 新潟県における各種商品小売業の事業所数と労働者数の概数及び当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数の概数、労働協約の内容

(2) 申出合意書及び委任状

(3) 労働協約の写し



以上

新潟県における各種商品小売業の事業所数と労働者の概数

1. 産業中分類別の事業所数と基幹的労働者数（分母の部分）

産業中分類	事業所数	基幹的労働者数
各種商品小売業	42 事業所	5,340 人

資料出所＝新潟労働局労働基準部貸金室

2. 1のうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数

事業所数	適用労働者数
24 事業所	3,996 人

3. 2の労働協約の労働者数の内訳、金額 別紙1参照